

令和5年

秋の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間

9月21日(木)～9月30日(土)
<交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)>

スローガン

反射材 早めのライト 光るマナー

目的

この運動は、夕暮れの早まりと秋の行楽期が重なる時期に交通事故が多発することから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

運動の重点

- ① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
横断歩行者の交通事故防止 ～渡るよサインの活用～（新潟県重点）
- ② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 及び 飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定して、積極的な広報・啓発活動を行い、県民の交通安全意識の高揚が図られるよう、実効的な運動を展開しましょう。

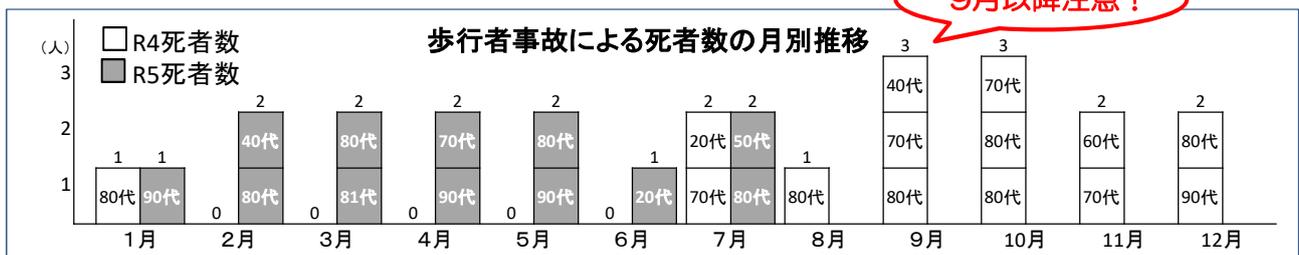


重点① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

横断歩行者の交通事故防止～渡るよサインの活用～（新潟県重点）

歩行者事故による死者が急増

- ◎ 本年7月末現在、県内の交通事故死者数28人（前年比+3人）のうち、当事者別（車、バイク、自転車、歩行者）では歩行者が12人（前年比+9人）と最も多く、昨年と比較して大きく増加しています。また、70歳以上が18人と、6割を超えています。
- ◎ 令和4年は、下半期から歩行者事故による死者数が増え、9月、10月が最も多くなっています。



歩行者は交通ルールを守りましょう

- ◎ 歩行者は、横断歩道や信号機が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。また、斜め横断や車両等の直前・直後横断は禁止されています。
- ◎ 高齢者は、年齢による身体機能の変化（視力、筋力の低下）により、個人差があるものの、歩行に時間がかかるようになります。近づく車が見えたら無理に渡らず、通り過ぎるのを待って横断しましょう。
- ◎ 夜間歩くときは、運転者から見えやすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服などに反射材を付けたりするようにしましょう。
- ◎ こどもの交通事故は、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出したときに起きています。父母など保護者は、こども（特に幼児）に、左右をよく見て安全を確かめてから横断を始める、横断中も車に気を付けるという正しい横断の仕方を身に付させましょう。



横断歩行者の交通事故防止～渡るよサインの活用～（新潟県重点）

- ◎ 本年7月末現在、県内では横断歩道を横断していた歩行者3人が亡くなっています。
- ◎ 横断歩道は歩行者の安全が確保されるべき場所です。横断歩道の標識や道路標示（ダイヤモンド）を見つけたら、アクセルを戻して、歩行者がいないか確認するとともに、横断者や横断しようとしている歩行者がいる時は、必ず横断歩道の前で一時停止しましょう。
- ◎ 道路を横断する時は「渡るよサイン」で周囲に道路横断の意思を示すとともに、横断前の左右確認はもちろん、横断中も車が近づいて来ていないか確認しましょう。



「渡るよサイン」とは、手を上げる、目で合図を送るなど歩行者がドライバーに横断意思を伝える様々な動作の総称を言います。

重点② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 及び 飲酒運転等の根絶

早めに前照灯を点灯し、ハイビームを活用しましょう

- ◎ 夕暮れ時間帯は視界が徐々に暗くなり、ドライバーからは人や自転車が発見しづらくなるほか、歩行者からは車との距離や速度といった感覚がつかみにくくなることから、10月以降は特に、この時間帯の事故が多くなります。
- ◎ ドライバーは、暗くなってきたと感じる前に、意識的に点灯しましょう。暗い道を照らす以外にも、自分の車の存在を周囲の自転車や歩行者に知らせるためにも有効です。ハイビームとロービームをこまめに切り替えるなど、危険を早期に発見し、交通事故を防止しましょう。



飲酒運転の根絶

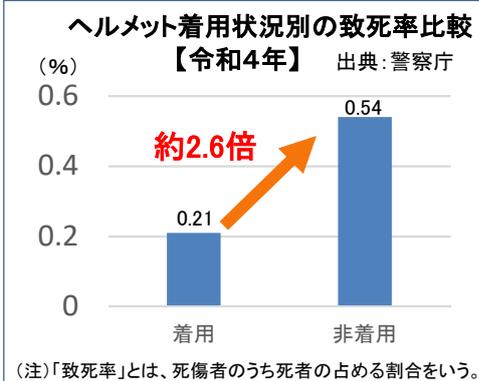
- ◎ 令和4年中、県内で飲酒運転による交通事故が35件発生し、死者3人、負傷者40人でした。本年7月末現在では、交通事故18件、死者0人、負傷者22人でした（死者数以外は速報値）。飲酒運転は、悪質で危険な犯罪です。家族、友人、会社、飲食店など皆で協力し、飲酒運転を根絶しましょう。



重点③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車のヘルメット着用と安全確保

- ◎ 全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されました。自分の命を守るため、自転車を利用する際はヘルメットを着用しましょう。
- ◎ ライトには、前を照らすだけでなく、他者（車）からの視認性を向上させる役割がありますので、夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- ◎ 安全に利用するため、定期的な点検整備を行いましょ。



特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）について

- ◎ 本年7月1日から特定小型原動機付自転車が新たな乗り物として区分され、歩道を通行できるものを特例特定小型原動機付自転車と規定されました。
- ◎ 電動キックボードを利用する際は、車道の左側端を通行し、ヘルメットを着用するなど安全に利用し、交通事故を起こした場合は、110番通報するなど確実に警察に届け出をしましょう。



	特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)	
	普通特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
制限速度	最高速度20km/h以下	最高速度6km/h以下
最高速度表示灯	車道等では緑色「点灯」	歩道では緑色「点滅」
走行できる場所	車道、自転車道	車道、自転車道、路側帯、歩道通行できる道路標識が設置されている歩道
車体の大きさ	長さ 190cm以下 幅 60cm以下	
車体の構造	○ 歩行中に最高速度の設定を変更することができないこと。 ○ オートマチック・ミッション(AT)であること。 ○ 最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられていること。等	
運転免許	不要(16歳未満の運転は禁止)	
ヘルメットの着用	努力義務	
ナンバープレートの設置	義務	
自賠責保険の加入	義務	

入っていますか？自転車保険 義務化からまもなく1年

新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、令和4年10月1日から自転車利用者等に対して自転車保険の加入が義務化されました。なお、本年1月の民間保険会社による調査結果によれば、本県の加入率は58.3%（全国24位）でした。

自転車事故により約1億円の損害賠償が認められた裁判例もありますので、未加入の方は、万が一の交通事故に備え、自転車保険の加入をお願いします。

加入済みの方は、自転車保険の更新を忘れずをお願いします。

自転車は
保険加入し、
ヘルメットの
着用を！



9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

全国では記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生していることから、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。

令和3年4月8日には、初めて全国で死亡事故ゼロが達成されました。

交通事故死ゼロの意識を持って達成を目指しましょう。

「交通事故死ゼロ
を目指す日」



秋の全国交通安全運動 ～ 主な実施内容（予定）～

- 1 交通指導所開設（予定）
- 2 街頭立哨
- 3 「交通事故死ゼロを目指す日」立哨（9月30日）
- 4 のぼり旗掲出・ポスター掲載（関係機関）
- 5 各広報誌及び「交通安全だより」による周知
- 6 ホームページによる広報